

よくあるご質問と回答について (介護サービス事業所・高齢者福祉施設用)

問1) 特別給付金は何に使えますか

答) 特別給付金は、高齢者の介護を行う事業所・施設等に従事されている職員（正規雇用・非正規雇用を問わない）の方々に対する手当の給付や、職場環境の改善・充実に係る経費に充てるなど、従事者の皆さまが恩恵を受ける形で活用いただくこととし、その他の目的には使用することはできません。

なお、事業所・施設等においては、従事されている職員に給付したことが確認できる書類（任意様式）を作成し、本市からの求めがあった場合には、速やかに提出できるよう、適切に保管してください。

問2) 職員の職種等に応じて、異なる額を支給してよいのか。その場合、事業所・施設の判断で金額を決めてよいのか。

答) 個々の勤務の実状に応じて、従事されている職員に広く行き渡るように支給してください。

問3) いつまでに職員へ支給する必要があるのか。また、現金で渡す必要があるのか。

答) 現金での手渡しや口座振込など、手段は問いませんが、特別給付金の趣旨に鑑み、できる限り、速やかに従事職員へ支給してください。

問4) 特別給付金の支給対象は、北九州市内を所在地とする事業所・施設に限られるのか。

答) そのとおりです。北九州市外を所在地とする事業所・施設は対象外となります。

問5) 北九州市が保険者である高齢者が利用している市外の事業所・施設は支給対象にならないのか。

答) そのとおりです。北九州市外を所在地とする事業所・施設は対象外となります。

問6) いつまでに指定・届出した事業所・施設が支給対象となるのか。

答) 令和2年5月1日時点において、北九州市内を所在地として運営している

- ・北九州市が指定した介護サービス事業所・高齢者福祉施設
- ・北九州市に登録届出をしている高齢者福祉施設 が対象となります。

※令和2年5月1日時点における休止及び廃止事業所・施設は対象外となります。

※緊急事態宣言期間中に、利用者のいない事業所・施設は対象外となります。

※「運営している」には、訪問や電話による安否確認等の代替サービスを提供している場合を含みます。

問7) 特別給付金の支給は、1回だけか。

答) そのとおりです。最終期限となる8月31日（月）までに書類を提出してください。

問8) 記入要領に「介護サービス事業及び高齢者福祉事業を一体的に運営している事業所等はまとめて」とあるが、表で示されている以外はまとめないでよいのか。

答) そのとおりです。記入要領2ページ【まとめて申請を行うサービス】に示されているサービス以外のものでも疑問がある場合は、お問い合わせください。

問9) 障害サービスの指定も受けており、介護と障害それぞれ異なる事業所番号を持つ事業所等は、それぞれで手続きするのか。

答) そのとおりです。ただし、共生型サービス事業所は除きます。共生型サービス事業所については、はじめに本体施設の指定を受けた方に、提出を行ってください。高齢と障害の両方から特別給付金を受給することはできません。

問10) 介護保険施設及び高齢者福祉施設を2つ以上運営している場合はどのような取り扱いになるのか。

答) 介護保険施設・高齢者福祉施設それぞれが給付の対象となります。

問11) サービス付き高齢者向け住宅において、高齢者住まい法第23条に規定する特例の適用を受けられるものに限るとはどのようなものか。

答) 次のいずれかのサービスを提供しているものとなります。

- ・入浴、排せつ又は食事の介護
- ・食事の提供
- ・洗濯、掃除等の家事の供与
- ・健康管理

問12) なぜ令和2年1月の利用者数を基準とするのか。

答) 令和2年1月は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていないと思われる月であり、各事業所・施設等にとって利用者数が安定していた直近の状態を基準とすることが妥当と考えたためです。

問13) 令和2年2月以降の実利用者数が同年1月の実利用者数を超える場合、支給額はどうか。

答) 令和2年2月から5月の実利用者数が、同年1月の実利用者数を超える場合には、利用者が最も多かった月の実利用者数に応じた区分で支給額を決定します。

問14) 一体的に運営している事業所・施設をまとめる場合、申請書はどのように作成すればよいか。

答) 事業所番号の欄には本体サービスの事業所番号を、サービス種別の欄には、まとめたサービス名を全て記入してください。

受取予定額は、各サービスの実利用者数を合算した人数を「実利用者数」として、その人数に応じた区分の支給額を記入してください。

(例) 訪問介護と予防給付型訪問サービス、生活支援型訪問サービスを一体的に運営している事業所(訪問介護60人、予防給付型訪問サービス25人、生活支援型訪問サービス10人)

→「訪問」の「80人以上160人未満」に該当、支給額は30万円

対象事業者の情報	事業所名称	北九州〇〇サービス		
	事業所所在地	北九州市小倉北区内1-1 (TEL〇〇〇-〇〇〇〇)		
	事業者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	実利用者数	95名
	サービス名	訪問介護 予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	受取予定額	30万円
主な用途	特別給付金の主な用途をいずれかにチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所・施設の従事職員に給付する予定 <input type="checkbox"/> 事業所・施設の従事職員の職場環境の改善や充実に係る経費に充てる予定			

問 15) 一体的に運営しているサービスを本体サービスにまとめる場合において、令和2年1月時点においては一体的に運営していたサービスを同年5月1日までに休止・廃止した場合、当該サービスの実利用者数を、各サービスの実利用者数を合算する際の人数に含めてよいか。

答) まとめの対象となるサービスのうち、令和2年5月1日までに休止・廃止したサービスは給付の対象外となります。よって、休止・廃止したサービスの実利用者数を合算することはできません。

問 16) 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅における利用者数とは、入居者数でよいか。

答) 令和2年1月1日時点における実入居者数を実利用者数としてください。ただし、令和2年2月から5月の各月1日時点における実入居者数が、同年1月1日の実入居者数を超える場合には、利用者が最も多かった月の実入居者数を実利用者数としてください。

問 17) 特定施設入居者生活介護において、特定施設入居者生活介護の契約を結んでいない入居者はどのような取り扱いになるのか。

答) 特定契約の有無にかかわらず、令和2年1月1日時点における施設の実入居者数を実利用者数としてください。ただし、令和2年2月から5月の各月1日時点における施設の実入居者数が、同年1月1日の実入居者数を超える場合には、利用者が最も多かった月の実入居者数を実利用者数としてください。なお、区分は「入所施設等」となります。

問 18) ケアハウスにおいて、一部床数のみ特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合はどのような取り扱いになるのか。

答) 問 17 と同様に取り扱ってください。

問 19) 特別給付金の税法上の取り扱いはどのようになっているか。

答) 今回の特別給付金は、「事業収入（事業所得）」となりますので、従業者に支払った場合には、その支払金は「給与」として支払ってください。

なお、事業形態、雇用形態によって取扱いが異なりますので、詳しくは、所轄の税務署にご確認下さい。